

## 遺言信託

遺言者 山○太郎 は、遺言者の有する後記「信託財産目録」記載の財産を、次のとおり信託する。

### 第1条 信託の目的

遺言者の有する後記「信託財産目録」記載の信託不動産及び信託金融資産を信託財産として管理運用及び処分を行い、受益者である長女山○花子（昭和○○年○月○日生。以下「受益者」）の幸福な生活及び福祉を確保することを目的とする。

### 第2条 信託財産

本信託の当初信託財産は、後記信託財産目録のとおりであり、これを次のように管理活用し、または処分するものとする。

#### (1) 居宅用不動産の信託

後記信託財産目録第1不動産①記載の自宅土地建物についてはこれを受益者の居住用不動産として管理を行う。

#### (2) 賃貸用不動産の信託

後記信託財産目録第1不動産②記載の賃貸用マンションを賃貸用不動産として管理運用を行う

#### (3) 金銭等金融資産の信託

後記信託財産目録第2記載の金銭等金融資産及び上記賃貸用不動産の賃料収益を信託財産として管理運用及び処分を行うものとする。

### 第3条 信託の内容

受託者は、信託財産の管理運用及び処分を行うこととし、居宅用不動産については受益者が良好な生活ができるよう管理し、賃貸用不動産については安定的な収入を図ることとして管理運用する。さらに、賃貸用不動産から生ずる賃料その他の収益及び信託金融資産をもって、公租公課、損害保険料その他の必要経費及び信託報酬等を支払い、そのうえで、受益者代理人の意見を聞き受託者が相当と認める額の生活費等を受益者に交付し、また受益者の医療費、施設利用費等を支払う。

### 第4条 受託者

本信託の当初受託者は、次の者とする。

住所 東京都○○区○○丁目○○番○○号

氏名 木○一郎

生年月日 昭和○○年○月○○日

続柄 遺言者の甥

2 当初受託者が死亡しその他任務終了事由が生じたときは、当初受託者があらか

じめ公証人の認証を受けた書面により指定した者1名を後継受託者に指定する。

第5条 受益者代理人

受益者の受益者代理人として次の者を指定する。

住所 東京都〇〇区〇〇丁目〇〇番〇〇号

職業 税理士

氏名 本〇健司

生年月日 昭和〇〇年〇月〇日

第6条 信託の期間

長女山〇花子の死亡まで。

第7条 信託終了時の財産の帰属

信託期間満了により信託が終了した場合には、別紙信託財産目録記載の残余財産のすべてを換価し、その2分の1を委託者の親族Eに、残りを〇〇にそれぞれ帰属させる。

【信託財産目録】

第1 不動産

- ① 自宅土地建物
- ② 賃貸用マンション1棟

第2 金銭等金融資産

- ① 金銭（預貯金債権）
- ② 株式